



論文 日中比較からみる日本古代朝政の特色

| | |
|-----|---|
| 著者 | 馬 梓豪 |
| 雑誌名 | 国際日本研究 |
| 巻 | 10 |
| ページ | 151-168 |
| 発行年 | 2018-02 |
| URL | http://doi.org/10.15068/00151657 |

論文

日中比較からみる日本古代朝政の特色 Features of Politics of the Court of Ancient Japan from the Viewpoint of Japan-China Comparison

馬 梓豪 (Zihao MA)

筑波大学人文社会科学部 博士後期課程

「朝政」という言葉は、一般的に「朝廷の政治」という意味で古代の政治を表す用語である。従来、日本古代の朝政は、漠然として「朝堂政」や「あさまつりごと」と捉えられてきたことが多い。本論文では、日中比較の観点から朝政の語源に注意しながら、日中の史料に見られる朝政の用例を分析し、日本古代の朝政を「みかどのまつりごと」を定義した上で、朝政成立史上の推古朝の画期性を指摘した。

Chōsei is generally a term expressing ancient politics in the sense of “politics of the court”. Traditionally, it has been vaguely captured as *chōdōsei* or *asamatsurigoto*. In this paper, from the viewpoint of Japan-China comparison, I analyze examples of *chōsei* found in Japanese-Chinese historical records, while paying attention to the origin of *chōsei*, trying to define *chōsei* as “political affairs of the court,” and point out the innovation of the period of Emperor Suiko in the history of *chōsei*.

キーワード：朝政 朝廷 まつりごと 政事

Keywords: Politics of the Court, The Court, Politics, Political Affairs

はじめに

「朝政」という言葉は、一般的に「朝廷の政治」¹という意味で古代の政治を表す用語である。従来、日本古代の朝政は、漠然として「朝堂政」や「あさまつりごと」²と捉えられてきたことが多い。ただし、近年、儀式研究や都城発掘の進展により、その意味をめぐって再定義が迫られている³。現在、「朝政」に関する理解はなお多様である。「あさのみつりごと」「みかどのまつりごと」「朝堂の政治」「朝廷の政治」などのように、「朝」の語義についてさまざまな定義があり、混乱が見られる。

¹ 新村出編『広辞苑』（第六版、岩波書店、2008年）1831頁、尾崎雄二郎等編『角川大辞源』（角川書店、1992年）849頁、鎌田正等編『大漢語林』（大修館書店、1992年）692頁、松村明・三省堂編集所編『大辞林』（三省堂、1995年）1659頁、藤木邦彦執筆の「朝政」条（角田文衛監修『平安時代史事典 本編下』角川書店、1994年）1645頁。

² 新村注1前掲書、白川静『字通』（平凡社、1996年）1110頁、永原慶二監修『岩波日本史辞典』（岩波書店、1999年）766頁、角田注1前掲書。

³ 「朝政」に関する先行研究については、最近では岸俊男『日本の古代宮都』（岩波書店、1993年）、橋本義則『平安宮成立史の研究』（塙書房、1995年）、井上亘『日本古代朝政の研究』（吉川弘文館、1998年）、西本昌弘『日本古代の王宮と儀礼』（塙書房、2008年）、古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』（吉川弘文館、2013年）、志村佳名子『日本古代の王宮構造と政務・儀礼』（塙書房、2015年）などを参照。

そもそも古代、とりわけ飛鳥時代から奈良時代の文献史料の中には、分析に足るだけの「朝政」の用例が見出せないという史料的限界があると言わざるを得ない。平安前期に編纂された『儀式』には、「朝堂儀」という条があり、また、平安中期に成立された『延喜式』にも、「朝政」や「朝堂政」などの条文が見られる。『儀式』と『延喜式』により、平安時代の「朝堂政」の詳細はほぼ復元できるが、それまでの「朝政」については、直接の記載がないために学者の間でも未だ共通理解に至っていない。一方、「朝政」については、「あさまつりごと」と訓読した例が『源氏物語』などの平安時代中後期の文献に見られ、「朝政」を「天皇が毎日早朝政務を親裁する儀」とする説もある⁴。問題なのは、平安時代の史料に見られる「朝堂政」という儀が、果たして飛鳥奈良時代まで遡及できるかということである。通説としては、『儀式』『延喜式』の中の規定は、奈良時代以来の原則とされ、それはさらに七世紀初期の推古朝まで遡ることができ、律令制度の整備とともに発展してきたものとされている。

確かに、「朝堂政」が行われていた場所の「朝堂」は、七世紀に成立していたと考えられている。現在、発掘された最古の朝堂遺跡は、孝徳朝の難波長柄豊崎宮と思われる前期難波宮の朝堂院である⁵。また、『日本書紀』の推古紀や孝徳紀などにも、後世の朝堂の前身とされる「庁」に関する記載が散見している。ただし、その「庁」は後世の朝堂とどのような関係があったのかについては、まだ議論の余地がある。一方、朝堂遺構の有無から朝政の存在を推定するのは難しい。現在においても天武・持統朝の飛鳥浄御原宮の朝堂遺跡は発見されていないことから、七世紀の朝堂は必ずしも直線的に発展したものではないことが窺われる。平安時代の「朝堂政」も、七世紀の朝政の系譜とつながるとは限らない。

また、「朝堂」は中国の古代にもあったが、日本のいわゆる「十二朝堂」の配置は、中国で見られない独特の形式である。それを考えれば、日本の朝堂は単に中国から伝来したものとは言えなくなる。その起源は、七世紀ないしそれ以前にまで遡ることができると考えられている。それゆえ、平安時代までの「朝政」を検討するにあたっては、直接的に平安時代の史料を用いてもよいのかという問題、あるいは平安時代の制度を奈良時代に遡らせて同一の土俵のうえで検討してよいのかという問題も出てくる。

飛鳥奈良時代の文献史料の中には「朝政」の詳細を直接的に記録した記事が少ないため、現在この分野の研究は、文献史料よりも朝堂の遺構や木簡などの考古学的な材料のほうが重視されている傾向がある。その分析の手がかりの一つとして、政務が行なわれている場所である「朝政の場」の構造を重視すべきだと考える。その変貌は、政治形態の変遷を具体的に示すものと言ってよい。近年、宮都研究の進展により、その実態の解明が飛躍的に進んでいる。「宮都」という言葉は、岸俊男による造語で、宮室・宮殿と都城を併称する略語である。その語源は「宮室・都城」、あるいは「宮殿・都城」とされている⁶。岸の指摘のように、「宮」は、和訓で「ミヤ」と訓み、「ヤ」に尊敬を表す接頭語の「ミ」が加えられ、貴人あるいは天子のすまいを意味する。これに対して「都」は、和訓で「ミヤコ」と訓み、「ミヤ」に場所を表す「コ」が加えられ、天子のすまいのある集落と解されている。同じ「ミヤコ」と訓む漢字には「京」がある。たとえば、「平安京」といえば、それは条坊制の街区を構成する広大な地域をさす。これに対して、「平安宮」は、「平安京」の中央北に位置する大垣で囲まれた一郭をさしており、「平安京」と区別されている。すなわち、前者が「都」「京」であり、後者が「宮」なのである。

それでは、宮都は、日本古代国家において、どのような性格をもっていたのであろうか。前述のように、「宮」は天子のすまいを意味し、「都・京」は、「宮」を中心とする一定の地域のひろがりやをさす。また、宮都は王権の所在地であり、王権の支配力を誇示するために人為的につくられた象徴的な景観である。その構造の変化には、日本古代国家の政治形態や王権の存在形態があらわれる⁷。たとえば、「朝堂院」の成立には、「朝政」の成立と不可分の関係がある。また、大極殿の出現は、「大王」から「天皇」への転換と関係がある。そのような意味で、日本古代国家の形成、あるいは律令国家の成立の問題を取り上げる際に、宮都を、その分析の手がかりの一つとして、重視すべきなのである。

⁴ 角田注1前掲書。

⁵ 前期難波宮について、中尾芳治「難波宮発掘」(直木孝次郎編『古代を考える難波』吉川弘文館、1992年、120-149頁)と積山洋『古代の都城と東アジア—大極殿と難波京—』(清文堂出版、2013年)などを参照。

⁶ 岸注3前掲書、2-5頁。

⁷ 林部均「古代宮都と考古学」(『古代宮都形成過程の研究』青木書店、2001年)16-27頁。

考古学の立場からみると、古代宮都の形成過程には、(1) 大極殿・朝堂の成立、(2) 宮への官衙の統合、(3) 律令官人の居住地としての条坊制の導入、という三つの大きな画期がある⁸。これらのことは、急激に進められたわけではなく、政治機構の整備とともに、飛鳥時代から奈良時代にかけて、少しずつ導入されたものである。したがって、日本古代国家の形成過程は、古代宮都の成立過程そのものであるといっても過言ではない⁹。なかんずく大極殿・朝堂院を中心とする宮都の中枢部の成立は、天皇の私的な空間である内裏から、公的な性格をもつ空間が独立したことを意味する。そこは、律令制度の一環として朝政が発展するとともに、創出された政務と儀式が行われる公的な空間である。そのような意味で、大極殿・朝堂院の構造の変遷は、朝政の変化に対応している。しかし、前述のように、現在確認されている最古の朝堂遺構は、七世紀中期のものであり、推古・舒明・皇極朝の皇居は発見されているが、朝堂は確認されていない。また、七世紀後期の皇居遺構から見れば、天智朝の近江大津宮に朝堂の存在が確認されたが、斉明・天武・持統朝の皇居では現在のところ朝堂の存在が確認されていない¹⁰。したがって、「朝政=朝政」という図式は本当に成立できるのかという疑問が出てくる。また、「朝政」の「朝」を漠然と「あさ」として理解することも、説得力に欠けるところがあると言わざるを得ない。

以上のように、朝政をめぐる学者の間には未だに共通理解に至っていないのが現状である。本論文では、まず、「朝」「廷(庭)」「政」の語源に注意しながら、中国古代の文献史料から、中国古代の朝政のあり方を検討したい。次に、日中比較の観点から『日本書紀』などの文献史料に見られる「朝政」の用例を分析し、日本古代の朝政の特色と意味を明らかにしたい。最後に、日中古代の文献史料と考古学の発掘成果を通じ、朝政の場から日本古代朝政の成立と変容を見ていきたい¹¹。

1. 中国古代朝政の語源と語義

(1) 「朝」「廷(庭)」「政」の語源

「朝政」は、中国から日本に伝来した言葉であるため、本節では、「朝」「廷(庭)」「政」の語源に注意しながら、中国古代の文献史料から、中国古代の朝政のあり方を検討したい。まず、辞書的語義を概観してみると、名詞としての朝政の語義は以下のようである。

- (1) 朝廷の政治、あさまつりごと (『広辞苑』)
- (2) 政治、あさのまつりごと (『字通』・『字統』)
- (3) 朝廷のまつりごと、朝事 (『角川大辞源』)
- (4) 朝廷の政治 (『大漢語林』)
- (5) 朝廷の行う政治 (『大辞林』)
- (6) 朝廷の政令、朝廷政事 (『漢語大辞典』)

このように「朝廷の政治(政事)」という理解は共通しているが、「あさまつりごと」という理解もある。『字通』では、「朝政」の「朝」が時間の「あさ」と場所の「朝廷」との二つの意義を兼ねるといふ。また、『角川大辞源』『大漢語林』では、「朝廷」の項目に「昔は、朝日を迎えて政治を行った」と説明し、

⁸ 岸俊男「古代宮都概観」(『日本古代政治史研究』塙書房、1966年)448-466頁、今泉隆雄「律令制都城の成立と展開」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、1993年)260-284頁。

⁹ 林部注7前掲書、27-29頁。

¹⁰ 最近の都城発掘成果の整理については、相原嘉之「宮中枢部の成立過程—内裏・大極殿・朝堂院の成立—」(『古代飛鳥の都市構造』吉川弘文館、2017年、129-177頁)を参照。

¹¹ 本論文では、『周礼』『礼記』『爾雅』『春秋左氏伝』『呂氏春秋』『後漢書』『三国志』『隋書』など中国側の史料については、『景印文淵閣四庫全書』(台湾商務印書館刊行)をテキストとした。『三国志』魏書東夷伝の倭人条(通称『魏志倭人伝』)と『後漢書』東夷列伝の倭条(通称『後漢書倭伝』)と『隋書』東夷列伝の倭国条(通称『隋書倭国伝』)の訓読は、和田清・石原道博編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』(岩波書店、1978年)による。『日本書紀』の引用と訓読は、小学館刊行の小島憲之等校注・訳による新編日本古典文学全集による。『続日本紀』のテキストとしては、岩波書店刊行の青木和夫等校注による新日本古典文学大系を用いた。

「朝廷」という言葉が「あさ」に由来することに言及している。『大漢語林』は、「朝政」の項目に「朝廷の政治」としか挙げておらず、「朝政」の「朝」が時間としての「あさ」の意を認めていない。

そもそも漢字の「朝」は、「艸(草)+日+月」という字形で、艸間に日があらわれ、なお月影が残っているさまを示す。「艸+日+川(水)」という字形で、草の間から太陽がのぼり、潮が満ちてくる時を示していると解釈する説¹²もあるが、この字は「草間に太陽があらわれる時間」を本義とする点が両説に共通している。字形から見れば、「朝」という字は、アサあるいはユウベの太陽が草の間にあらわれている時を意味し、アサだけではなく「夕」の意も持っていたと考えられる。したがって、時間の「あさ」が「朝」の本義である可能性は高い。アサに君主にまみえることが朝政の原初的形態ではなかったかと考えられる。

しかし、朝見の定例化は朝見の場所(朝政の場)の限定をもたらしたと考えられる。さらに、政治内容の拡大と朝政の場の限定にしたがって、朝政の時間は必ずしも「朝夕」に限定されなくなった。その結果、「朝政」の「朝」には時間の「あさ」の意味から場所の「朝廷」の意味が派生したと考えられる。

「庭」は「廷」に通じ、中国古代において両字が混用されていた。字形から見れば、「廷」の金文は、会意字で三部分からなる。すなわち、意符の下部(ニワの隅の場所)と、土(または、彡。土が盛ってあって、その場所に立つ身分の人の官位を示す印)と、上部(人の直立した形)とから成る。「テイ」の音は、人がまっすぐに立つ意(=壬)と関係がある。これを考えれば、「廷」は、天子がニワで臣下を朝見するとき、官吏がそれぞれ所定の位置に直立していること、ひいてはその場所を意味する字となる¹³。

古代の庭は、祭祀の場として「斎庭」の性格を帯びていた一方で、政事を行う場としての役割も担った。それは「祭政一致」という古代政治のありかたをそのまま示すものと言ってよい¹⁴。庭を祭祀や政事の場とした以上、庭に一定の人数が必要となる。また、祭祀や政務を行うためには、庭の中での人の位置や役割などを事前に規定しておく必要もあった。そうした「庭に人を集める方法」や「庭での規則」から、権力の存在がうかがえるのである。佐竹昭は「朝廷」が熟語として一般的に使われた時期を戦国時代以降と推定した¹⁵。朝政の朝が場所の朝廷をさして用いられるようになったのはその以前ではなからうか。したがって、時間の「あさ」の意味から場所の「朝廷」の意味が派生した時期は、春秋時代に入った以降なのであろう。

言い換えれば、春秋戦国時代に入ると、朝政の朝の本源的な意味である「アサ」が捨象されて用いられなくなっていた代わりに、「朝政の場」という意味である「朝廷」が朝政の朝に定着していく過程があると考えられる。一方、字形からみれば、「政」は、「正+支」という形声字(一説では会意兼形声)である。音符の「正」は征服することで、その支配のために、「うつ・強制する」の意のある「支」を加えて「政」となった。元来、「政」は力による支配を意味する字であった¹⁶。

要するに、時間のアサが「朝」の本源的な意味であり、アサに君主にまみえることが朝政の原初的形態ではなかったかと考えられる。しかし、朝見の定例化は朝見の場所(朝政の場)の限定をもたらした上で、政治内容の拡大と朝政の場の限定にしたがって、朝政の時間は必ずしも「朝夕」に限定されなくなった。その結果、朝政の朝の本源的な意味である「アサ」が捨象されて用いられなくなっていた代わりに、「朝政の場」という意味である「朝廷」が朝政の朝に定着していく。それゆえ、「朝政」という語は、基本的に朝廷の政事を意味すると考えられる。

一方、古代の庭(廷)は祭祀の場として「斎庭」の性格を帯びていた一方で政事を行う場としての役割も担ったため、「朝廷」という語もそれに由来したのであろうか。後述のように、「朝」はほかに動詞として「王が廷で臣下と会して政事を処理する」という意味を持つ(それも本源的な意味である「アサ」から派生した)ので、朝廷の朝は動詞の朝見や朝政を意味すると考えられる。「朝廷」とは、基本

¹² 白川注2前掲書、同『字統』(平凡社、1985年)603頁、鎌田注1前掲書、尾崎注1前掲書、藤堂明保等編『漢字源』(学習研究社、1994年)579頁。

¹³ 尾崎注1前掲書、575頁と同書、583頁。鎌田注1前掲書、469頁と同書、476頁。白川注2前掲書、1134頁と同書、1141頁。藤堂注12前掲書、395頁と同書、389頁。

¹⁴ 井上注3前掲書、315頁。

¹⁵ 佐竹昭「朝廷の語義について」『古代文化』巻46号9、1994年。

¹⁶ 白川注2前掲書(901頁)と同注12前掲書(495頁)を参照。

的に朝政するための庭または朝見用の庭を意味する語ではなかろうか。

(2) 中国古代經典に見える朝政の用例

『周礼』夏官道僕に「朝夕」という言葉が見られる¹⁷。「朝夕」について清の孫詒讓は、王がアサとユウベに「聴事」を行ない、アサの「聴事」が「朝」、ユウベの「聴事」が「夕」という¹⁸。しかし、「朝」と「夕」との性格は少し異なっている。「朝」は「王聴事見群臣（王事を聴き群臣を見る）」を、「夕」は「臣見君（臣君に見ゆ）」を前提とするように、両者とも王と臣との「見」であるが、「見」の主動者は違う。また、常に行われる「朝」と比べれば、「夕」は事の有無によって行われていたようである。『爾雅』釈言に「陪、朝也（陪は朝なり）」¹⁹とあるように、時代が下ると「臣見君」である儀式そのものも「朝」と呼ばれるようになった。また、「朝」「夕」とも同じ場所の「内外朝」で行われていたため、のちに「夕」も「朝」に通じるようになった。『呂氏春秋』貴直論には「不聴朝（朝を聴かず）」²⁰とあり、また「朝」について、後漢の高誘は「朝、正也（朝は正なり）」と注した。高誘の注について陳奇猷は「正、即政字（正は即ち政の字なり）」と解釈した²¹。「正」・「征」・「政」は一系の字と考えられている。「正」には征服、「征」には賦税という意味があるので、「政」は政治的で経済的な支配を意味し、ときに軍事・軍政の意味も帯びる²²。

一方、『春秋左氏伝』成公十三年に「国之大事、在祀與戎（国の大事は祀と戎とに在り）」とあるように、中国古代では少なくとも春秋戦国時代まで、祭祀は最も重要な統治の手段として、軍事とともに国の大事とされた。その後、政事内容の拡大により、祭祀・軍事・経済にこだわらずに、「政」は政治全般を意味するようになった。その結果、朝見の定例化と朝見場所の限定をもたらした。さらに、政治内容の拡大と会見場所の限定にしたがって、朝政の時間は必ずしも「朝夕」に限定されなくなった。「朝夕」について「朝夕同在内外朝、故亦通謂之朝（朝夕は同じく内外朝に在り、故に亦た通じて之を朝と謂う）」²³と孫詒讓は指摘したが、「内外朝」はどのようなものであったろうか。結論を先に述べると、これは中国古代の理想的な都城構造である「三朝五門」を指すものと考えられる。

「五門」とは、南から北まで天子の都城に開く阜・庫・雉・応・路の五つの門であり²⁴、「三朝」とは、都城のうち、五門で隔てられる外朝・治朝・燕朝の三区画である²⁵。一般的には、庫門の外が外朝、路門の外が治朝、路門の内が燕朝とされている。また、『周礼』秋官の鄭注²⁶に「周天子諸侯皆有三朝、外朝一、内朝二（周天子諸侯皆三朝有り。外朝は一、内朝は二）」とあるように、外朝に対して治・燕両朝とも内朝とされている。しかし、内・外朝の概念は一定ではなく、燕朝を内朝とし、それに対して治朝を外朝とする場合もある²⁷。天子は、それぞれ外朝で万民の大事を、治朝で群臣の事を、燕朝で家事を処

¹⁷ 「道僕掌馭象路以朝夕」とある。

¹⁸ 「左伝朝夕、以臣見君為文、此朝夕以王聴事見群臣為文、其義通也。凡常朝皆在旦、有事則有夕、朝夕同在内外朝、故亦通謂之朝」（孫詒讓『周礼正義』中華書局、1987年）2598頁。

¹⁹ 宋の刑昺の疏に「臣見君曰朝」とある。

²⁰ 「（荆文王）得丹之姫、淫、暮年不聴朝」とある。

²¹ 陳奇猷『呂氏春秋校釈』（学林出版社、1984年）1549頁。

²² 白川注2前掲書（901頁）と同注12前掲書（495頁）を参照。尾崎注1前掲書（769頁）と鎌田注1前掲書（618頁）のように、白川説と全く同じと考える説もあり、藤堂注12前掲書（528頁）のように、「政はもと、まっすぐに整えること。のち、社会を整えるすべての仕事のこと」と考える説もある。各説は支配の程度や方式などについては異なる理解を示しているが、「ただす」と解している点では一致している。

²³ 注18を参照。

²⁴ 『礼記』明堂位に「大廟、天子明堂、庫門、天子阜門、雉門、天子応門」とあり、鄭玄注に「天子五門、阜、庫、雉、応、路」とある。

²⁵ 「古者、天子三朝、外朝、内朝、燕朝。外朝在王宮庫門外、有非常之事、以詢万民於宮中。内朝在路門外。燕朝在路門内。蓋内朝以見群臣、或謂之路朝。燕朝以聴政、猶今之奏事、或謂之燕寝」（葉夢得『石林燕語』中華書局、1984年）19頁。また、「周之時有三朝。庫門之外為外朝、詢大事在焉。路門之外為治朝、日視朝在焉。路門之内曰内朝、亦曰燕朝」（劉獻廷『広陽雜記』中華書局、1985年）19頁。

²⁶ 『周礼』秋官司士に「朝士掌建邦外朝之灋」とあり、鄭玄注に「周天子諸侯皆有三朝、外朝一、内朝二、内朝之在路門内者、或謂之燕朝」とある。

²⁷ 『礼記』文王世子に「其在外朝、則以官、司士為之」とあり、鄭玄注に「外朝、路寝門之外庭」とある。

理したようである。「内朝」や「家事」などから見ると、外朝に対して内朝は私的な色彩が濃い。特に、燕朝は天子の私的な領域であり、天子の「燕寝」となっており、内朝のなかの内朝と言ってもよい。また、治朝は内・外両朝ともに属しており、公と私との要素を兼ね、群臣が施政するところである。最後の外朝は、天子と万民との接触の場所で、もっぱら公的なところである²⁸。

『周礼』夏官と『礼記』文王世子の鄭注に「燕朝、朝於路寝之庭（燕朝は路寝の庭に於いて朝す）」「外朝、路寝門之外庭（外朝は路寝の門の外庭）」とあるように、治・燕朝は「庭」に行われていた。つまり、「朝」とは「王が『廷』で臣下と会して政事进行处理する」ことを指す。また前に述べたように、そもそも「王が臣下と会して政事进行处理する」ことそれ自体が「朝」というものであった。そして、その「朝」の場である「廷」はどこかに限定されるものであるから、「廷」は自然に「朝廷」と呼ばれるようになったと考えられる。一方、「朝、正也（朝は正なり）」とあるように、「朝」は「正（政）」に通じ、「朝政」は実は「朝」と同義であると考えられる。以上のことから、筆者は經典に見える「朝政」を「君主が朝廷で臣下と会して政事を行うこと」（朝廷の政事）と定義したい。

前述のように、時間の「あさ」は「朝」の本義である可能性が高いものの、早い時期には時間の「あさ」の意味から場所の「朝廷」の意味が派生したと考えられる。また、『周礼』や『礼記』などの中国古代の經典に見える「朝」の用例は、動詞の「まみえる」と朝政の場として用いられるのが多いのに対し、時間の「あさ」をさして使われる用法がほとんど用いられなくなっていた。

（3）中国古代の朝廷と朝政の変容

中国語の辞書を引いてみると、『漢語大詞典』²⁹には、「朝廷」の語義について、(a) 君王が朝見を受けて政務进行处理する場所、(b) 君王を首とする中央政府、(c) 帝王の代称との項を立てている³⁰。また、『漢書』張湯伝のように朝廷が外朝をさす³¹用法が見られるため、朝廷が君主を含まない中央政府として用いられた場合もある。佐竹昭の研究³²によると、朝廷という語は、漢代とその以前の時代で朝政の場と中央政府として用いられる用例が多いのに対し、隋唐時代になると中央政府と皇帝の代称として用いられる用例が多く、朝政の場の用法がほとんど用いられなくなっていた。朝廷の語義の変容は、漢代から隋唐時代にかけての中国古代の朝政の場の変容に対応する。隋唐時代では朝政の場の用法がほとんど用いられなくなっていたのは、隋唐時代の朝堂の重要性が低くなっていたことを反映している。

古代中国では、皇帝が直接臨御して政治的な決裁や指令を行う太極殿などの正殿と、臣下達が集会して上奏案文を作成する朝堂という二つの朝政の場があった。古代中国における最高意志決定の政治構造は、皇帝の正殿と臣下の朝堂との相互関係を通じて現れた。無論、その具体的な形態と存立基盤は、中国の各王朝を通じて一律ではない。おおまかに区分すれば、漢から魏晋南北朝の「外・内朝」制と、隋唐の「外・中・内」の三朝制という二つの時期に分けることができる³³。『周礼』『礼記』に見える「外朝・治朝・燕朝」という三朝制は、一種の政治理想として七世紀の隋唐に至ってようやく「外朝・中朝・内朝」という形で実現された。これは、隋・唐における中国古代官僚機構の成熟さを反映している。一般的に中国では、古代に通じて官僚機構が統治手段として利用されていたとされるが、この統治手段は、秦・漢から隋・唐に至るまで、千年以上をかけて、次第に完備されてきたものである。

政治構造から見れば、唐と『周礼』『礼記』の三朝制は、同じ「三朝」の形であるが、内実は別のものである。前述の通り、筆者は、『周礼』『礼記』にみえる「朝政」を「君主は朝廷で臣下と会して政事を行う」とまとめた。とすれば、この『周礼』『礼記』の三朝制という政治理念は、王が臣下と直接に接触することを通して政治が展開されるということであり、この際の交渉の手段は君主と臣下の間で直接交わされた言葉（口頭行政）であっただろう。この点は後世、科挙や文書制度を代表とする隋唐時期の制

²⁸ 注25と注27を参照。

²⁹ 漢語大詞典編輯委員会・漢語大詞典編纂処編纂『漢語大詞典』（第六巻、漢語大詞典出版社、2001年、1315頁）の「朝廷」条を参照。

³⁰ 「(a) 君王接受朝見和处理政務的地方、(b) 亦指以君王為首的中央政府、(c) 借指帝王」とある。

³¹ 「聞有詔令、乃驚、使吏之丞相府問焉、自朝廷大臣莫知其與議也」とある。

³² 佐竹注15前掲論文を参照。

³³ 中国古代朝政の内容について、渡辺信一郎『天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼—』（柏書房、1996年、18-50頁）を参照。

度（文書行政）と比べれば、大きな差異がある。

漢から隋唐までの都城構造もこの政治構造を具体的に反映している。換言すれば、両漢から魏晋南北朝にかけての中国における最高意志決定は、皇帝個人の恣意によるものではなく、国家中枢部における会議の重層構造のなかで形成されたのである。すなわち、皇帝の裁可と各層会議による官僚の集団意志との二つの力は、相対的に独立しており、その相互関係を通じて国家の最高意志が形成されていたと言える。これに対して、隋唐は朝堂を外朝化することにより、朝政の実質的な役割を中・内朝へ移行させた。その結果、朝政における皇帝と官僚とによる並立する二つの勢力という図式は消滅し、代わりに皇帝一人による一元的な朝政の構造が出現したのである。朝政の場から皇帝の代称への朝廷の語義の変容は、漢代から隋唐時代への政治構造の変更を反映している。

2. 日本古代朝政の語源と語義

（1）日本古代朝政の特色と語義

本節では、日中比較の観点から『日本書紀』などの文献史料に見られる「朝政」の用例を分析し、日本古代の朝政の特色と意味を明らかにしたい。七世紀までの日本は、秦漢までの中国と類似点があった。「日本」という国家意識はまだ形成途上にあり、王権も超越的な地位を持たなかった。当時の政治状態はむしろ諸豪族の連合政権であったといえる。大王家と諸豪族との間で微妙な均衡が保たれ、大化前期の「国家」は、邪馬台国以来の神威政権の色彩が濃厚であった。

中国を再統一する隋唐帝国の出現は、東アジアの各地域に大きな影響を与えた。典型的な事例として、隋唐帝国と朝鮮半島諸国との戦争が挙げられる。東アジア諸国の対応といえば、高句麗・百済・新羅の朝鮮三国は大体同じ時期に政治改革を行った。日本にも乙巳の変と大化の改新が行われた。石母田正氏は、以上のことを「国家成立史における国際的契機」³⁴とまとめた。しかし、滅国の危機を感じた朝鮮三国と比べれば、島国である日本にとって外来の圧力はそれほど強くなかったと考えられている。近年、大化の改新や天智朝に関する研究の深化により、壬申の乱までの政治改革をめぐる評価は修正されつつある。律令国家の出発は、以前は推古朝や孝徳朝であるとされてきたが、現在は七世紀後期の天智・天武・持統朝まで下げて論ずる研究が多くなっている³⁵。

一方、近年、律令制度研究の深化により、奈良・平安時代の律令制度についての認識にも大きな変化が見られる。従来の律令制度崩壊論によれば、大宝律令の頒布は律令制度が確立した指標であり、その原則は平安前期までに維持されたが、奈良後期から「崩壊」がはじまったという。しかしながら、制度の形式から見れば、奈良時代よりも、むしろ平安前中期の制度の方が唐制に接近している。唐風化のピークも、大宝・養老律令が頒布された奈良前期というより、奈良後期から平安前期にかけての時期であったと推定するのが妥当であろう。現在、八世紀は律令制度整備の第一段階にすぎないという説が有力である³⁶。それを受け入れるならば、日本古代の律令制は八・九世紀に至って形式的には「崩壊」であるが、実質的にはより整備されていくという、論理的に二律背反的な側面を表していると言えよう³⁷。

つまり、七・八世紀の日本には、漢帝国が国土の拡大によって感じていた内外の圧力と類似するものがあつたと考えられている。しかし、日本列島は大陸との地理的距離があるので、外来の圧力を過大評価することができない。日本古代の律令制度は、むしろ大化前期の伝統が唐制と妥協して生まれたもの

³⁴ 石母田正「国家成立史における国際的契機」（『日本の古代国家』岩波書店、1989年）11-66頁。

³⁵ 「日本」という国号は七世紀後期に成立し、その前の国号は「倭国」であると考えられているが、本論は便宜のため、八世紀前の倭国をも日本と表記する。一方、天皇号の成立について、天武朝成立説の立場に立ち、天武天皇以前の天皇を大王や倭王、天武天皇以後の天皇を天皇と表記する。なお、天武天皇以前の大王を天皇と表記する場合もある。また、推古や孝徳など天皇の漢風諡号は、奈良時代後期に成立したものであるが、本論は慣習により天皇の漢風諡号をそのまま使用する。日本国号と天皇号の研究については、吉田孝「『日本』の国号の成立」（『日本の誕生』岩波書店、1997年、115-138頁）を参照。

³⁶ 吉田孝「律令国家の諸段階」（『律令国家と古代の社会』岩波書店、2005年）411-441頁、坂上康俊『律令国家の転換と「日本」』（講談社、2001年）1-5頁、大津透「『日本古代国家』と国家の成立」（『日本古代史を学ぶ』岩波書店、2009年）7-15頁。

³⁷ 大津注36前掲書、13頁。

である。したがって、奈良時代の日本は、建前上、天皇から公民までの一元的な統治体制を標榜したが、実際には朝廷—国司と、郡司—公民という二元的な統治体制を実施していた³⁸。官僚機構が熟成されていない段階では、単に制度のみで国家を運営することはできないので、政権維持のためには伝統的な神威が依然として重視されていた。また、天皇の個人的能力が期待され、王権安定のために幼帝は憚れ、奈良時代には成年天皇でなければ即位できないと考えられていた。国家制度の成熟は、平安時代を待たなければならなかったのである。

以上のように、七・八世紀の日本の官僚制度は未熟であったゆえに、隋唐の律令制度を導入したとはいえ、当時の日本にとってはそれを全面的に実施するのはまだ時期尚早であった。というより、日本古代の律令制度は、日本の政治的伝統と隋唐の律令制度とが織り交じって妥協して生まれたものと言えよう。それゆえ、「朝政」はそもそも中国から伝来した言葉であるが、日本的な「朝政」の特色が見いだされることに注意しなければならない。

日本の史料において「朝政」という言葉の初出は、『日本書紀』天武十二年二月己未朔条の「大津皇子、始聴朝政（大津皇子は始めて朝政を聴く）」である。また、『日本書紀』においては、「臨朝秉政（朝に臨み政を乗る）」（顕宗即位前紀）、「君無二政、臣無二朝（君に二政無く、臣に二朝無し）」（孝徳即位前紀）などの記載が見られる。一方、『続日本紀』に見られる「朝政」の用例は、合わせて大宝二年五月丁亥条、養老元年十月丁亥条、養老三年六月丁卯条、養老六年二月条、天平五年八月辛亥条の四例がある。また、聖武天皇紀の天平五年八月辛亥条に「天皇臨朝、始聴庶政（天皇朝に臨み、始めて庶政を聴く）」との記載が見られる。

まず、朝政の主体は、「君無二政、臣無二朝（君に二政無く、臣に二朝無し）」（孝徳即位前紀）とあるように、大きく「君」と「臣」との両者に分類することができる。「君」は「飯豊青皇女・孝徳天皇・皇極皇祖母尊・聖武天皇」、「臣」は「中大兄皇子・群臣・大津皇子・大伴安麻呂・粟田真人・高向麻呂・下毛野古麻呂・小野毛野・藤原房前・首皇子・安部広庭」があげられる。また、朝政において各主体の役割は、大きく「聴朝政」と「参議朝政」の二種類に分類することができる。「君」はすべて「聴朝政」であることに対して、「臣」の場合、皇太子・摂政は「聴朝政」、ほかの群臣は「参議朝政」である。以上の用例から見れば、日本古代において「朝政」とは、君と臣がともに政治的活動を行う行為であると定義することができる。この点は中国のそれと変わりはない。

しかし一方で、古代中国の「朝政」の場合、「朝、正也（朝は正なり）」とあるように、「朝」は「正（政）」に通じ、「朝政」は「朝」と同義である。先述したように、筆者は中国古代の「朝政」を「君主が朝廷で臣下と会して政事を行うこと」とであると定義した。しかしながら、日本古代の場合、「臨朝秉政（朝に臨み政を乗る）」（顕宗即位前紀）・「天皇臨朝、始聴庶政（天皇朝に臨み、始めて庶政を聴く）」（聖武紀天平五年八月辛亥条）とあるように、日本古代の「朝政」という語は、「朝—政」の二つの形態素を「修飾語—被修飾語」の関係で配置して表現した合成語である。語彙の構成から見ると、「朝の政」という修飾構造に属し、中国古代の「朝政」と同じものではない。

形態素である「朝」と「政」を別々に見ると、後述のように「朝」は「みかど」と訓読され³⁹、「朝政」の行われていた場所を指す。また、「政」は君臣に通じるまつりごとであり⁴⁰、「朝政」の内容を意味する。筆者は、日本古代の「朝政」を「みかどで行われる君臣に通じるまつりごと」（略称「みかどのまつりごと」）と定義する。以上のことから、日本古代の「みかどのまつりごと」は、中国古代の「朝政」と同じものではないのが分かる。日本の「朝政」は、中国語の借用語ではあるが、中国とは異なる日本的な特色を持った用語なのである。

（2）みかどの語源と語義

中国古代の「朝政の場」である「朝廷」という語は、日本古代で「みかど」にあたる。「みかど」は、多様な語義を持っている語である。朝政の場として、「みかど」の形成は朝政の形成と不可分な関係が

³⁸ 須原祥二「八世紀の郡司制度と在地—その運用実態をめぐって—」（『古代地方制度形成過程の研究』吉川弘文館、2011年）2-42頁、山口英男「地域社会と国郡制」（『律令国家の展開』東京大学出版会、2004年）93-120頁。

³⁹ 同じ「みかど」と訓読される同義語は、「朝廷」または「朝庭」があげられる。

⁴⁰ 成沢光『政治のことば—意味の歴史をめぐって—』（講談社学術文庫、2012年）39-53頁。

あるため、その変容から朝政形態の変化がうかがえる。その用法には歴史的な推移があるため、歴史叙述には安易に用いることができない。平安時代以前の文献には、「みかど」を「朝」「朝廷」「朝庭」と表記することが普通である。しかし、史料に即して語義を検討してみると、同じ「朝廷」と書かれるが、日本と中国では語義に微妙な差異がある。その違いは、「朝廷」の語をめぐって、日中両国の歴史的背景の相違を示唆していると考えられる。

和語としての「みかど」の検討は、すでに戦中の武田祐吉氏の研究がある⁴¹。武田氏は、『古事記』『万葉集』に見える万葉仮名で書かれたみかどの用例を集めて検討した。武田氏の研究によると、「みかど」は、本来宮城の御門という語であるが、やがてその語義は分化を遂げて宮殿・朝廷の意で用いられるようになった。天皇の意で用いられるのは、七世紀後半以降のことと論じられた。試みに、辞書を引いてみると、『日本国語大辞典』には、「みかど」の意味として、(a) 門をいう尊敬語、ごもん、(b) 家、屋敷をいう尊敬語、後殿、御所、(c) 特に、天子・天皇の居処、朝廷、政府、政所、(d) 天子、天皇の位、帝位、皇位、(e) 天子、天皇の尊称、(f) 天子、天皇の治める国、帝国、皇国、(g) 「みかどのつかさ」の略の七つが挙げられている⁴²。また、『角川国語大辞典』には、「みかど」の語義について、一、御門①「かど」の尊称、「門」「入口」の意、ご門。②特に皇居の門。二、朝（門に全体を代表させ）①宮殿、御殿、皇居。②朝廷。③行政官庁、朝廷の出先官庁。三、帝（皇居や御殿に住む人の意）①天皇。②上皇・皇子など。③天皇の一族、皇室。四、朝①天皇が治める国土、国家。五、天皇が治める治世との項を立てている⁴³。

一方で、「みかど」の語義の歴史的推移について、白川静は、「みかど」は「門」である「かど」に尊敬を表す接頭語の「み」が加わったものであり、そもそも「皇居の門」を意味したが、のちに、天子あるいは天子の家を指すようになったと指摘した⁴⁴。また、日本古典文学全集『古事記 上代歌謡』⁴⁵の頭注には、みかどの本義は宮殿の門であるが、それから宮殿・天皇・国家の順で転義するとされている。『万葉集神事語辞典』に、木村康平氏がみかどの意味について①御門・宮門、②宮殿・皇居、③朝廷、④国の版図、国家、⑤天皇の順で成立したという見解を指摘した⁴⁶。新日本古典文学大系『続日本紀』の補註⁴⁷によると、「朝庭（みかど）」は、宮殿の構造に由来する語で、単に「朝（みかど）」「庭（おほば）」ともいい、本来は、臣下等が天皇の面前に集う広場を意味したが、転じて天皇の治世ないし天皇（みかど）そのものを意味する語となり、のちには「朝廷」と書かれるようになった。和訓のみかどは、推古朝の小墾田宮や孝徳朝の難波小郡宮などの王宮の「大門」または「紫門」に由来するものであると考えられている。

以上のことを整理しなおすと次のようになる。第一に、みかどの語義については、A 御門、B 宮殿・皇居、C 朝廷・政庁、D 天皇・皇室、E 国家、F 天皇の治世の六つがまとめられる。第二に、みかどの本義は門であるがゆえに、その門を代表として、宮殿・皇居を意味するように分化を遂げた。のち、朝廷・政庁・天皇・国家・治世を意味するようになった。

平安時代以前の文献には、「みかど」を「朝」・「朝廷」・「朝庭」などと表記することが普通である。しかし、その場合は、中国語の語義をそのままに借りる可能性が高いため、必ず当時における「みかど」の意味を反映するとは限らない。それゆえ、ここでは、相対的に漢文の影響が低い『古事記』歌謡・『万葉集』・『続日本紀』宣命から、主に万葉仮名で書かれた「みかど」の用例を集めて検討し、その用法と語義の歴史的推移を考えてみる。

『古事記』においてみかどという語が初めて使われたのは開化天皇記の「朝庭別王」である。人名として用いられるので、具体的な語義が不明であるが、「朝庭」という表記に注意しておきたい。また、

⁴¹ 武田祐吉「御門考」『文学』第10巻3号、1942年。

⁴² 小学館国語辞典編集部編『精選版 日本国語大辞典 第三巻』の「みかど」条（小学館、2006年、783頁）を参照。

⁴³ 時枝誠記等編『角川国語大辞典』の「みかど」条（角川書店、1983年、2001頁）を参照。

⁴⁴ 白川静『字訓』の「みかど」条（平凡社、1992年、715頁）を参照。

⁴⁵ 日本古典文学全集『古事記 上代歌謡』の頭注19（小学館、1975年、328頁）を参照。

⁴⁶ 国学院大学研究開発推進機構日本文化研究所編『万葉集神事語辞典』の「みかど」条（国学院大学、2008年、233頁）を参照。

⁴⁷ 新日本古典文学大系『続日本紀一』の補註1-20（岩波書店、1989年、247頁）を参照。

清寧天皇記の用例から見れば、「朝庭」は、「旦参赴於朝庭、昼集於志毘門」のように、「志毘門」と対応して用いられていることが見られる。「志毘門」は、「志毘臣之家」であるので、「かど」である「門」は「家」という意味で用いられる。したがって、「みかど」の語源と言えば、「かど」の前に尊敬を表す接頭語の「み」を加えて「みかど」となり、この記事に「朝庭」で表記され、天皇の宮殿を意味する。ただし、「神朝庭」（景行天皇記）のように、「みかど」は、伊勢の大御神の宮殿、すなわち伊勢神宮を意味する例もある。『古事記』の時代では、建物を指す「みかど」が天皇の専用ではなく、貴人の家を意味するようである。

一方で、「凡朝庭人等者」（清寧天皇記）とあるように、「朝庭人等」は「朝廷の人々」の意で、「朝庭」は、中央政府をさす抽象的な意味も出現した。ここで注意しておきたいのは、この記事での「中央政府」は、志毘臣をはじめとする中央の諸豪族を意味し、天皇を含まないことである。律令時代では、「朝庭」は専ら天皇の中央政府あるいは天皇本人を指すが、天皇を含まない大臣たちを指す用法の例が極めて少ない。また、『万葉集』の場合、宮門もしくは貴人の宮殿を指す用例が全般的に見られる。

『続日本紀』宣命に見える「みかど」は用法によって二種類に分けられる。一つは、文武天皇の第一詔⁴⁸のように、天皇朝庭は政治などを行うあるいは賜うといった表現と、百官人等が明浄直誠の心を以って天皇朝庭を助けあるいは仕えといった表現があげられる。もう一つは、孝謙太上天皇の第二十八詔⁴⁹のように、誰かが逆心を以って朝庭を動かし傾けんとする表現が挙げられる。光仁天皇の第五十二詔では、「大臣之曾祖父藤原朝臣内大臣明浄心以天皇朝助奉侍奉」と「祖父太政大臣又明浄心以天皇朝助奉侍奉」との後に、「今大臣者鈍朕扶奉侍奉」という表現が続いているように、「天皇朝」と「鈍朕」とが対応している。また、朝庭を傾けるという表現は、すなわち「謀反」を意味する。養老名例律によると、「謀反」は「謀危国家」である⁵⁰。ここでの国家については、「臣下将凶逆節、而有無君之心、不敢指斥尊号、故托云国家」とあるように、実は天皇を意味する。要するに、『続日本紀』宣命に見える「みかど」は、天皇本人もしくは天皇の語に加えられた尊称を意味すると考えられる。

以上のことから、和語としての「みかど」の語義には、「宮門」や「貴人の家」など具体的な場所を指す語義から、「天皇の治める国」もしくは「天皇本人」という抽象的な語義になるという変化が確かめられる。天皇の意で用いられるのは、武田氏のいう奈良時代後半以降ではない。個人的には、七世紀後期から八世紀初期のあたり以降、「みかど」が天皇や国家などを指す例が増えるようになったのではないかと推測している。ただし、「宮門」や「貴人の家」など具体的な場所を指す用法は、「みかど」の本義として、奈良時代においても続いて用いられていた。

(3) 『日本書紀』に見える朝と朝庭（廷）の語義

続いて「みかど」の漢字表記について検討し、朝政の場としての「みかど」の成立事情に迫りたい。九世紀以前、朝政の場としての「みかど」を「朝」「朝廷」「朝庭」と表記するのは一般である。それにより、本節では、『日本書紀』に見える「朝」「朝廷」「朝庭」の用例を集めて分析し、その用法と語義の歴史的推移をあきらかにしたい。論述の都合のために、『日本書紀』に現れる「朝」「朝廷」「朝庭」の用例について、各巻・紀に何回またはどのような意味で出現したかを統計してみた。表1の通りである。

⁴⁸ 「天皇が朝庭の敷き賜ひ行ひ賜へる百官人等、四方の食国を治め奉れと任せ賜へる国々の宰等に至るまでに、国の法を過ち犯す事なく、明き浄き直き誠の心を以て、御称々りて緩び怠る事なく、務め結吏て任へ奉れと詔りたまふ」とある。

⁴⁹ 「逆に穢き奴仲末呂い詐り奸める心を以て兵を発し朝庭を傾け動かさむ」とある。

⁵⁰ 謀反については、『養老名例律』に「一曰、謀反。謂、謀危国家。謂、臣下将凶逆節、而有無君之心。不敢指斥尊号、故托云国家」とある。

| 巻紀 | 天皇・中央政府 | | 宮・庭などの場所 | | 天皇の治世 | 国家・国土 | 朝堂 |
|----------|---------|--------|----------|--------|-------|-------|----|
| | 朝 | 朝庭 (廷) | 朝 | 朝庭 (廷) | | | |
| 5 崇神 | 1 | 1 | | 1 | | | |
| 6 垂仁 | 1 | | | | | | |
| 7 景行 | 2 | 1 | | | | | |
| 9 神功 | 3 | | | | | | |
| 10 応神 | 4 | 1 | 2 | | | | |
| 11 仁徳 | 1 | | 1 | | | | |
| 14 雄略 | 4 | | | 1 | | | |
| 15 清寧・顕宗 | 1 | | 1 | | | | 1 |
| 16 武烈 | 1 | | 1 | | | | |
| 17 継体 | 2 | | | 2 | | | |
| 18 安閑 | | 1 | | | | | |
| 19 欽明 | 3 | 1 | | | 1 | | |
| 20 敏達 | 4 | 5 | | | | | |
| 21 用明 | | 1 | 1 | | | | |
| 21 崇峻 | | 5 | | | | | |
| 22 推古 | | 1 | 3 | 1 | | | |
| 23 舒明 | | | 3 | | 1 | 1 | |
| 24 皇極 | 2 | | 2 | | | | 1 |
| 25 孝徳 | 3 | 1 | 5 | 3 | | | |
| 26 斉明 | 5 | | 2 | | | 1 | 1 |
| 27 天智 | | | | 1 | | | |
| 28 天武 | 3 | 2 | | | | | |
| 29 天武 | 6 | 4 | | 6 | 2 | | |
| 30 持統 | 6 | | 1 | | | 2 | 2 |

表1 『日本書紀』における朝・朝庭 (廷) の語義

用例の語義の区別については、文章理解の個人差もあるが、まぎらわしい例がある。特に、天皇を指すか中央政府を指すか中央を指すかの区別は、難しい場合が多いため、ここではすべて「天皇・中央政府」の用法と見なす。大きく「天皇・中央政府」、「宮・庭などの場所」、「天皇の治世」、「国家・国土」との四つに分ける。比較するため、「朝堂」の例も加えて整理してみた。

また、朝廷と朝庭の異同について、『日本書紀』の諸本を考慮すると、古代はほとんどすべて朝庭と記していた可能性がある⁵¹。ただし、中国史料でも廷と庭はほぼ同義で混用されているので、ここでは「朝庭 (廷)」として、「朝」とに分けて表示することにする。「天皇の治世」と「国家・国土」との意味で用いられた用例は、本論の直接的な対象ではないから、「朝」と「朝庭 (廷)」に分けて表示することをしないこととする。また、対照の事項として、「朝堂」の用例も加えている。

表1のように、『日本書紀』では朝と朝庭 (廷) はほぼ同義に用いられる。また、「天皇・中央政府」という用法は、崇神紀から持統紀までの『日本書紀』の全般に見られる。同時代の隋唐では、「朝廷」は皇帝もしくは中央政府を意味することから、『日本書紀』に見える朝と朝庭 (廷) の語義は当時の隋唐の影響を受けていたと考えられている。問題なのは、推古紀以降とそれ以前との用例の違いである。たとえば、推古紀以降、特に「宮・庭などの場所」を指す用例が急に増加する。「宮・庭などの場所」の用例は、推古紀以前にわずか九例が見られるが、推古紀以降、二十七例まで増加する。隋唐において、「朝」

⁵¹ 佐竹昭「古代宮室における『朝庭』の系譜」の注5 (『日本歴史』547号、1993年) を参考。

「朝廷」を「宮・庭などの場所」として用いられる用法はあまり見られないので注目に値する⁵²。

「天皇・中央政府」という用例も、推古紀を画期として変化が見える。推古紀以前では、「聞神宝献于朝廷」（崇神六十年七月己酉条）や「朝庭遣大伴糠手子連」（敏達十二年是歳条）などのように中央政府を指す用例が一般であるが、推古紀以降、天皇を指す例が多くなる。特に、「客等拜朝庭」（推古十八年十月丁酉条）や「百寮諸人拜朝庭」（天武十年正月癸酉条）などのように「拜朝」に関する記事が急増加する。また、「天皇の治世」や「国家・国土」を指す例は『日本書紀』では意外と少ないが、それらほとんどの例は推古紀から持統紀に集中して見られる。「朝堂」に関する記事も『日本書紀』でわずか五例のみ見られる。ただし、推古紀以前では清寧紀の一例しか見られないが、推古紀に入ると四例に増加する。

前述のように、文献史料によって、朝と朝庭（廷）の語義は推古朝を画期として変化していたことがあきらかにされている。中国古代で「朝廷（庭）」はA皇帝が朝見を受け政事処理する場所、B中央政府の代称、C皇帝の代称として使用されているが、隋唐にはBやCの意がほとんどで、「朝庭」が宮城内の具体的な場所を指す語として使用されることはなかった⁵³。しかし、「朝庭」が宮城内の具体的な場所を指す用例が、推古紀以前にはわずか九例のみであったが、推古紀以降、二十七例にまで増加するという現象には注目すべきである。

養老令と唐令との対照により、『日本書紀』『続日本紀』における「朝・朝庭（廷）」が具体的な場所を指す用法は、唐の影響ではなく、当時の日本の事情によるものと言ってよいだろう。そう考えると、同じ名称であるが、日本の王宮における「朝庭」と唐におけるそれとは異なる意義を持ち、機能にも独自性がうかがえる。また、同じ「朝庭」が「天皇・中央政府」を指す用例でも、推古紀以前は、中央政府を指すのが一般的であるが、推古紀以降、天皇を指す例が多くなる。特に、「拜朝」に関する記事が急増加する。ここからも推古朝がひとつの画期となったことが認められる。

3. 日本古代朝政の成立と変容

(1) 日本古代における朝政の場の成立

本節では、日中古代の文献史料と考古学の発掘成果を通じ、朝政の場から日本古代朝政の成立と変容を見ていきたい。岸氏は、本来朝政の場であった朝堂は、推古朝の小墾田宮から存在しており、そこで朝参・朝政が平安宮まで存続し、また、その構造は律令制政治機構の整備と密接な関係があるらしいと指摘している⁵⁴。岸氏は小墾田宮における庁のある朝庭を後世の朝堂院の祖型とする。小墾田宮における「庁」が藤原宮以降の朝堂を指す「庁」と同じものであるかどうかは不明である。ただし、小墾田宮の朝庭は、伝統的な政務・儀礼の場である「庭」が中国都城における朝堂の概念の影響を受け、のちに朝堂・朝庭という広い「二ハ」へと展開していったものと考えられる⁵⁵。

『万葉集』に「庭中の 阿須波の神に 小柴さし 我は斎はむ 帰り来までに」⁵⁶という和歌がある。岡田精司氏は、この歌に詠まれた「二ハ」において木の枝を地上に刺したててを「庭中祭祀」と考え、また、それはヤシロが出現した以前の古代祭祀の一般的なありかただと指摘している。日本古代の「庭」は、本来、神事に関する空間と捉えられている。一方で、古代の「庭」は元来神意を聴く「斎庭」であり、総意を結集する「意思形成」の場であった⁵⁷。加えて、「庭」が服属儀礼の場としても重要な役

⁵² 『続日本紀』に入ると、宮・庭などの場所を指す用例が減少し、全般的に「天皇・中央政府」を指す用例が見られる。また、『日本書紀』の性格について、天皇家の日本列島支配を正当化するため、七世紀後期から八世紀前期の律令官人らによって作られた政治的ものである。特に六世紀以前の『日本書紀』の記事には信憑性の問題があることは、つとに津田左右吉をはじめとする諸先学が指摘した。それゆえ、『日本書紀』の全般に見られる「天皇・中央政府」の用法は、当時の隋唐の影響のほか、七世紀後期から八世紀前期の事情を反映する可能性もあると言わざるを得ない。

⁵³ 注15と注51の佐竹前掲論文を参照。

⁵⁴ 岸俊男「朝堂の初歩的考察」（『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年）239-242頁。

⁵⁵ 志村注3前掲書、63-66頁。

⁵⁶ 『万葉集』巻二十、4350番。

⁵⁷ 井上注3前掲書、315-317頁。

割を担った⁵⁸。

欽明天皇の和風諡号である「天国排開広庭」は、「宮庭」の概念が成立していたことを反映しているのだと考えられる⁵⁹。また、『日本書紀』推古十六（608）年八月壬子条に「召唐客於朝庭、令奏使旨。時阿倍鳥臣、物部依網連抱、二人為客之導者也。於是、大唐之國信物置於庭中」とあるように、「朝庭」が外交儀礼の場として認識されていたことが示されている。儀礼の場としての役割は、後世の王宮に受け継がれている。皇極二（643）年十月己酉条に「饗賜群臣伴造於朝堂庭。而議授位之事。遂詔國司、如前所勅、更無改換、宜之厥任、慎爾所治」とあり、朝堂を含める朝庭が饗宴と議事の場として機能していたことがうかがえる。

また、大化三年（647）是歳条には「壞小郡而營宮。天皇處小郡宮而定礼法。其制曰、凡有位者、要於寅時、南門之外、左右羅列、候日初出、就庭再拜、乃侍于序。若晚參者、不得入侍。臨到午時、聽鍾而罷。其擊鍾吏者、垂赤巾於前。其鍾台者、起於中庭」とあり、孝徳朝になると有位者は朝庭の序に定時に参上することが規定される。朝庭は天皇への拝礼や官人の政務処理の場所へと発展した。さらに、難波長柄豊崎宮の完成により、十四棟以上の朝堂をもつ広大な「朝庭」が出現した。また、養老儀制令の文武官条に「凡文武官初位以上、每朔日朝。各注当司前月公文。五位以上、送着朝庭案上。即大納言進奏」とあるように、朝庭の儀礼は奈良時代においても機能しつづけていることがうかがえる。

要するに、六世紀中後期の欽明朝頃から七世紀初頭の推古朝の時期には、「朝庭」が成立していたのだと言えよう。推古朝の小墾田遷宮を契機として、朝庭の外交儀礼や政務処理という政治的な性格が強化され、序（＝朝堂）の出現をとともに、複数の朝堂を包含する広大な「ニハ」へと発展した。言い換えれば、七世紀前後に成立した朝庭は、後世の朝堂院の祖型と位置付けられるだろう。

（2）まつりごとの起源と分化

日本語の「まつりごと」という言葉は、文字通り、政治と祭祀の両者を包括する意味を持つもので、「政」と表記されることが多い。また、『日本書紀』には、「政治」「政事」「事」という表記もある。「まつりごと」とは、「祭り事」の意で、一般的に「政」と表記される⁶⁰。古代の政治は政事と祭事が一体不可分のもので行われるので、従来祭政一致論で説明されることが多い。前述のように「正」は征服することで、その支配のために「うつ・強制する」の意がある「支」を加えることを「政」という。本来、「政」は力による支配を意味する字である⁶¹。

また、「治」はそもそも農耕のための治水を意味する字であると考えられる⁶²。すなわち「政治」という言葉には、本来力による支配と合わせて、治水による生産を保護するという意味があるのである。「事」は、会意兼形声で、意符の下部（手）と、意符と音符を兼ねる上部（小旗をつけてしとした柱の意）とから成る文字である。古代に役所や職業の目印として、枝のある立ち木を切って立て、これにその取り扱う仕事を表す小旗をつけたことから、本来、目印の旗が示す仕事を意味し、転じて一般的に仕事・事柄の意として用いられる⁶³。

「任那之政（任那の政）」（欽明五年二月条）、「莫懶懈於任那之事（任那の事に懶懈ること莫かれ）」（敏達四年二月乙丑条）、「天皇所以治天下政（天皇天下の政を治むる所以）」（敏達十二年十月是歳条）、「天皇所治政事、有三失矣（天皇政事を治むる所に三失有り）」（斉明四年十一月壬午条）とあるように、『日本書紀』では「政」「事」「政事」が混用され、ともに「まつりごと」と訓読された。「まつりごと」

⁵⁸ 志村注3前掲書、106-108頁。

⁵⁹ 水野正好「古代庭園の成立とその道程」（金子裕之編『古代庭園の思想—神仙世界への憧憬』角川書店、2002年）173-175頁。

⁶⁰ 佐藤謙三・山田俊雄編『角川最新古語辞典』の「まつりごと」条（角川書店、2004年、534頁）を参照。

⁶¹ 白川注2前掲書（901頁）と同注12前掲書（495頁）を参照。

⁶² 白川注2前掲書（1072頁）、鎌田注1前掲書（806頁）、尾崎注1前掲書（1003頁）、藤堂注12前掲書（674頁）を参考。

⁶³ 「事」の字形と字源については、諸説があるが、「事」を「しごと」「つかえる」と理解することが同じである。一方、白川説と鎌田説のように、「事」はそもそも「祭祀」と関係がある説もある。ここは、尾崎説にしたがう。また、尾崎説に近いのは、藤堂説がある。白川注2前掲書（682頁）、鎌田注1前掲書（43頁）、尾崎注1前掲書（54頁）、藤堂注12前掲書（32頁）を参考。

という言葉は、本来、力による支配と合わせて治水による生産の保護を意味した一方、「まつり」である宗教的な権威と儀礼とによって政治を持続的に安定的行うことをも意味すると考えられている⁶⁴。

前述したように、中国古代では少なくとも春秋戦国時代までは、祭祀は最も重要な統治の手段として、軍事とともに国政の中心であると認識されていた。そうした祭祀に基づいて政治を運営する形態は中国に限られず、歴史上、世界各国で見られる現象でもある。日本古代でいえば、文献上、最古は『魏志倭人伝』に記載された倭女王卑弥呼の統治下の邪馬台国まで遡ることができる。『魏志倭人伝』には女王卑弥呼が「鬼道」「惑衆」によって邪馬台国を統治するという記載である⁶⁵。「骨を灼いて以って卜し、用いて吉凶を決す」⁶⁶（『後漢書倭伝』）、「其の俗挙事行来に、云為する所有れば、輒ち骨を灼きて卜し、以って吉凶を占い、先ず卜する所を告ぐ。其の辞は令亀の法の如く、火坼を視て兆を占う」⁶⁷（『魏志倭人伝』）などのように、日本列島では神意に基づいて政治を行うことは古来の風俗といえる。

続いて、『隋書倭国伝』には600年前後の倭王の朝政のあり方が記されている⁶⁸。当時の倭王は、天を兄、日を弟とする太陽の崇拝に基づき、日の出る前に聴政を行う。中国の殷代にも、「朝日の礼」というこれに近いものをおこなうことがあったが⁶⁹、秦漢時代より千年を経て隋唐時代になると、完備な統治・支配システム（皇帝制度・官僚制・律令制・文書主義など）が形成されていた。この支配システムの素晴らしさは、たとえ皇帝本人が国家を統治しない場合があっても、国家の各部門が自律的に機能することができるという点である。その結果、中国古代の国政は、神意ではなく制度（礼・法）によって行われるようになった。祭事も政事と分離され、一種の支配手段として存続したが、その重要性は大幅に低下した。中国の「朝政」には神的な、いわゆる宗教的な色彩が薄く、現実主義な傾向が多い。それゆえに、隋の文帝にとっては、倭王の未開的な聴政の在り方は中国の政治と違うものであり、「此大無義理（此れ大いに義理無し）」とあって、訓令でこれを改めさせようとしたわけである。

従来、「まつりごと」が政治と祭祀とに分化したのは、推古朝からのことであるとされている⁷⁰。「恐朝無善政、取咎於神祇耶（恐るらくは、朝に善政無くして、咎を神祇に取れるにか）」（崇神七年二月辛卯条）、「春夏秋冬、祭拜為事（春夏秋冬、祭拜りたまふことを事と為す）」（欽明十三年十月条）とあるように、六世紀のヤマト朝廷には、倭王の任務が祭祀であるという観念が根強く残っていた。しかしながら、七世紀に入ると、状況は次第に変化してきた。大化元年七月庚辰条に「先以祭鎮神祇、然後応議政事（先づ以て神祇を祭ひ鎮め、然る後に政事を議るべし）」とあり、これに孝徳天皇は「祭鎮神祇」と「議政事」を二つの「事」として分化させたことがわかる。七世紀におけるヤマト朝廷の「政事」の具体的な内容は、次の通りである。

- (1) 官制（天智三年二月丁亥条、天智十年正月甲辰条）
- (2) 法制（天智十年正月甲辰条、天武十年二月甲子条）
- (3) 儀式（天智十年正月庚子条、天武五年十一月乙丑朔条）
- (4) 経済（大化二年正月甲子朔条、斉明四年十一月壬午条）
- (5) 軍事（舒明九年是歳条、天智即位前紀、天武元年七月壬子条、天武十三年四月丙戌条）
- (6) 外交（舒明九年是歳条、皇極四年六月戊申条、天武五年十一月丁卯条、天武十四年十一月己巳条、持統元年九月甲申条、持統九年三月己酉条）

⁶⁴ 白川注44前掲書、703頁。

⁶⁵ 「其国本亦以男子為王、住七八十年、倭国乱、相攻伐歴年、乃共立一女子為王、名曰卑弥呼、事鬼道、能惑衆、年已長大、無夫婿、有男弟佐治国。自為王以来、少有見者。以婢千人自侍、唯有男子一人給飲食、伝辞出入。居处宮室樓觀、城柵嚴設、常有人持兵守衛」とある。

⁶⁶ 「灼骨以卜、用決吉凶」とある。

⁶⁷ 「其俗挙事行来、有所云為、輒灼骨而卜、以占吉凶、先告所卜、其辞如令亀法、視火坼占兆」とある。

⁶⁸ 「開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思北孤、号阿輩鷄弥、遣使詣闕、上令所司訪其風俗、使者言倭王以天為兄、以日為弟、天未明時出聴政、跣趺坐、日出便停理務、云委我弟、高祖曰、此大無義理、於是訓令改之」とある。

⁶⁹ 白川注2前掲書（1110頁）と同注12前掲書（603頁）を参照。

⁷⁰ 橋本注3前掲書、153頁。

このように、七世紀になると、日本の朝政のありかたは古典的な「祀與戎」⁷¹の段階を抜け出て、隋唐時期の中国的な朝政に近いものになったのではないかと考えられる。その中、七世紀初頭の推古朝は一つの画期をなすものと考えられている。推古朝の変革は、『隋書倭国伝』の記載どおり本当に隋の文帝の訓令によったものかどうかは判断できない。しかしながら、推古天皇のもとで聖徳太子と蘇我馬子が一連の政治改革を実施したのは事実であろう⁷²。対隋の交渉のなかで推古朝の執政者は、国力の上で、自分たちと隋との差が巨大であることをこのころようやく認識した。中国や朝鮮諸国など外部からの刺激は、日本の古代社会が次第に成熟してきたことの一因となる⁷³。そうした刺激がなかったならば、日本が律令体制を受け入れて実施することもなかったろう。

(3) 日本古代朝政の成立と変容

朝政の場である朝庭機能の転換を考慮しながら、当時の朝政のありかたを見ていくことにする。推古八年(600)、すなわち隋の開皇二十年、倭国の遣隋使は、隋の文帝に朝見した。『隋書』倭国伝には、当時の様子が記載される。『隋書』によると、当時の倭王は、「以天為兄、以日為弟、天未明時出聽政、跣坐、日出便停理務、云委我弟」という実情で、まつりごとを行っていたらしい。この聽政は、天を兄、日を弟とする太陽の崇拝に基づき、日の出る前に行なわれている呪術的な祭事に近いものと考えられる。隋の文帝にとっては、倭王の未開的な聽政のありかたが中国の政治とずいぶん異なっているものであり、「此太無義理」と思って、訓令によってこれを改めさせた。

当時の倭王は、推古天皇であった。推古八年(600)以来の外交政策の失敗と関係があるか定かでないが、推古十一年(603)より、推古天皇のもとで、聖徳太子と蘇我馬子が一連の政治改革を実施した。皇居を豊浦宮から小墾田宮へ遷させたのは推古十一年(603)の十月⁷⁴、冠位十二階の発布は二ヶ月後の十二月である⁷⁵。厩戸太子は、翌年の四月に「親肇作憲法十七条」⁷⁶、その秋の九月に、「改朝礼」とある⁷⁷。小墾田遷宮をはじめとする一連の政治改革の実施を境に、推古朝の朝政が小墾田遷宮以前のありかたと遷宮以降のありかたの二つの時期に区別される。

『隋書』に見える豊浦宮での倭王の聽政は、一般的に日本の固有なまつりごとのありかただと考えられるが、問題なのはこの聽政がいつまで敷衍できるかということである。神意に基づいて政治を運営するこのような形態は、『魏志倭人伝』に記載された倭の女王である卑弥呼の統治下の邪馬台国にまで遡ることができる。卑弥呼が「鬼道」「惑衆」ということによって邪馬台国を統治するという記載があり、「灼骨以卜、用决吉凶」(『後漢書』東夷列伝の倭条)、「其俗举事行来、有所云為、輒灼骨而卜、以占吉凶、先告所卜、其辞如令龜法、視火坼占兆」(『魏志倭人伝』)などのように、日本列島においては、神意に基づく政治を行うことは古来からの風俗であろう。

発掘された三世紀までの考古学の資料から考えれば、古墳時代以前の日本列島人の祭祀の内容は、縄文の地母神や仮面などから弥生の穀霊や祖霊(のち首長霊)へと変化した⁷⁸。しかし、個別的な祭祀のありかたの差異は別問題であり、弥生時代における銅鐸や青銅製武器を埋納することは、縄文時代における土偶や土器を壊して大地に埋めることと根底において通ずるところを持つ。むしろそうした弥生時代の大地への崇拝は、縄文時代の祭祀を引き継いで発展していたものだと言ってもよい。これは後の古墳時代において流行っていた天への崇拝と巨大な差異があるとされている。

古墳時代には、大和朝廷の勢力が列島各地によりいっそう広がっていた。埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣銘や熊本県江田船山古墳出土の銀象嵌銘大刀などの金石文に、「治天下」や「獲加多支鹵大王」などの文字が判読できる。獲加多支鹵大王は『日本書紀』に記載される雄略天皇だとされている。それによる

⁷¹ 『春秋左氏伝』成公十三年に「国之大事、在祀與戎」とある。

⁷² 代表的なものとして、冠位十二階(推古十一年十二月壬申条)と憲法十七条(推古十二年四月戊辰条)があげられる。

⁷³ 石母田注 34 前掲書、11-66 頁。

⁷⁴ 『日本書紀』推古十一年十月条。

⁷⁵ 『日本書紀』推古十一年十二月条。

⁷⁶ 『日本書紀』推古十二年四月条。

⁷⁷ 『日本書紀』推古十二年九月条。

⁷⁸ 寺沢薫「青銅のカミとマツリ」(『日本の歴史 02 王権誕生』講談社、2001 年) 97-124 頁。

と、少なくとも五世紀中後期から、「治天下大王」が日本列島の君主号として創成され、日本的な天下意識が出現していた。さらに、六世紀に入ると、この日本的な天下意識は、太陽神信仰とともに、高天原神話の核心的な部分となった。

また、前述した『隋書』倭国伝の記載において注意すべきなのは、「跏趺坐」とあるように聴政していた倭王の座る姿勢である。倭王は仏のごとく坐して聴政していたとされ、ここに仏教の影響がうかがえる⁷⁹。日本における仏教の公伝時期については、552年説と538年説が両立しているが、いずれにせよ大体六世紀中葉頃であろう。したがって、『隋書』に見られる倭王のまつりごとのありかたは、政治改革以降のありかたに比べると確かに日本の古来の特徴が見える。しかしこの慣習は、意外にそれほど古くなく、六世紀中葉以降のものであろう。それは、六世紀中後期の欽明朝頃から七世紀初頭の推古朝頃の時期において「朝庭」が成立していたこととも符合する。また、小墾田遷宮以降、朝庭機能が転換する際に、律令制度の整備とともに、朝政も日本固有のありかたから隋唐式のありかたへと変容していったと考えられる。

4. 結論

以上、日中の史料に見られる「朝政」の用例を分析しながら、比較的な観点で、日本古代の「朝政」の特色を検討してみた。以下にその結果をまとめよう。

中国古代の「朝政」の場合、時間のアサが「朝」の本源的な意味であり、アサに君主にまみえることが朝政の原初的形態であった。しかし、朝見の定例化は朝政の場の限定をもたらした上で、政治内容の拡大と朝政の場の限定にしたがって、朝政の時間は必ずしも「朝夕」に限定されなくなった。その結果、朝政の朝の本源的な意味である「アサ」が捨象されて用いられなくなっていた代わりに、「朝政の場」という意味である「朝廷」が朝政の朝に定着していく。それゆえ、「朝政」という語は、基本的に朝廷の政事を意味する。また、古代の庭（廷）は祭祀の場として「斎庭」の性格を帯びていた一方で政事を行う場としての役割も担った。「朝廷」という語もそれに由来したのである。「朝」はほかに動詞として「王が廷で臣下と会して政事を処理する」という意味を持つので、朝廷の朝は動詞の朝見や朝政を意味すると指摘した。「朝廷」とは、基本的に朝政するための庭または朝見用の庭を意味する語である。

次に、「朝、正也（朝は正なり）」とあるように、「朝」は「正（政）」に通じ、「朝政」は「朝」と同義である。筆者は中国古代の「朝政」を「君主が朝廷で臣下と会して政事を行うこと」（朝廷の政事）を定義した。『周礼』や『礼記』などの中国古代の経典に見える「朝」の用例は、動詞の「まみえる」と朝政の場として用いられるのが多いのに対し、時間の「あさ」をさして使われる用法がほとんど用いられなくなっていた。また、朝廷という語は、漢代とその以前の時代で朝政の場と中央政府として用いられる用例が多いのに対し、隋唐時代になると中央政府と皇帝の代称として用いられる用例が多く、朝政の場の用法がほとんど用いられなくなっていた。朝廷の語義の変容は、漢代から隋唐時代にかけての中国古代の朝政の場の変容に対応する。隋唐時代では朝政の場の用法がほとんど用いられなくなっていたのは、隋唐時代の朝堂の重要性が低くなっていたことを反映している。

次に、七・八世紀の日本の官僚制度は未熟であったゆえに、隋唐の律令制度を導入したとはいえ、当時の日本にとってはそれを全面的に実施するのはまだ時期尚早であった。というより、日本古代の律令制度は、日本の政治的伝統と隋唐の律令制度とが織り交じって妥協して生まれたものであり、それゆえに、「朝政」はそもそも中国から伝来した言葉であるが、日本的な「朝政」の特色が見いだされる、ということ指摘した。日本古代の「朝政」という語は、「朝-政」の二つの形態素を「修飾語-被修飾語」の関係で配置して作られた合成語であり、語彙の構成から見ると、「朝の政」という修飾構造に属し、それは「朝、正也（朝は正なり）」という中国古代の「朝政」と異なる性質のものであることを検討した。それに基づいて筆者は、日本古代の「朝政」を「みかどで行われる君臣に通じるまつりごと」（略称「みかどのまつりごと」）と定義した。

次に、中国古代の「朝政の場」である「朝廷」という語は、日本古代で「みかど」にあたる。「みかど」は、多様な語義を持っている語である。朝政の場として、「みかど」の形成は朝政の形成と不可分

⁷⁹ 井上注3前掲書、40頁。

な関係があるため、その変容から朝政形態の変化がうかがえる。和語としての「みかど」の語義には、「宮門」や「貴人の家」など具体的な場所を指す語義から、「天皇の治める国」もしくは「天皇本人」という抽象的な語義になるという変化が確かめられる。天皇の意で用いられるのは、武田氏のいう奈良時代後半以降ではない。個人的には、七世紀後期から八世紀初期のあたり以降、「みかど」が天皇や国家などを指す例が増えるようになったのではないかと推測している。ただし、「宮門」や「貴人の家」など具体的な場所を指す用法は、「みかど」の本義として、奈良時代においても続いて用いられていた。

次に、文献史料によって、朝と朝庭(廷)の語義は推古朝を画期として変化していたことがあきらかにされている。中国古代で「朝廷(庭)」はA 皇帝が朝見を受け政事を処理する場所、B 中央政府の代称、C 皇帝の代称として使用されているが、隋唐にはBやCの意がほとんどで、「朝庭」が宮城内の具体的な場所を指す語として使用されることはなかった。しかし、「朝庭」が宮城内の具体的な場所を指す用例が、推古紀以前にはわずか九例のみであったが、推古紀以降、二十七例にまで増加するという現象には注目すべきである。養老令と唐令との対照により、『日本書紀』『続日本紀』における「朝・朝庭(廷)」が具体的な場所を指す用法は、唐の影響ではなく、当時の日本の事情によるものと言ってよいだろう。そう考えると、同じ名称であるが、日本の王宮における「朝庭」と唐におけるそれとは異なる意義を持ち、機能にも独自性がうかがえる。また、同じ「朝庭」が「天皇・中央政府」を指す用例でも、推古紀以前は、中央政府を指すのが一般的であるが、推古紀以降、天皇を指す用例が多くなる。特に、「拜朝」に関する記事が急に増加する。ここからも推古朝がひとつの画期となったことが認められる。六世紀中後期の欽明朝頃から七世紀初頭の推古朝の時期には、「朝庭」が成立していたのだと言えよう。推古朝の小墾田遷宮を契機として、朝庭の外交儀礼や政務処理という政治的な性格が強化され、庁(=朝堂)の出現をとともに、複数の朝堂を包含する広大な「ニハ」へと発展した。言い換えれば、七世紀前後に成立した朝庭は、後世の朝堂院の祖型と位置付けられるだろう。

次に「まつりごと(政)」の意味を検討し、この用語には、「まつり(祭)」である宗教的な権威と儀礼とによって政治を安定的に行うという意味があることを指摘し、それが七世紀に入ると、隋唐との交渉のなかで、最初神的な色彩が濃かった朝政は、政事と祭祀とに分化するに伴って、次第に古典的な「祀典」の段階を抜け出て、隋唐時期の中国的な朝政に近いものに転化するようになる、ということ論じた。『隋書』に見られる倭王のまつりごとのありかたは、政治改革以降のありかたに比べると確かに日本の古来の特徴が見える。しかしこの慣習は、意外にそれほど古くなく、六世紀中葉以降のものである。それは、六世紀中後期の欽明朝頃から七世紀初頭の推古朝頃の時期において「朝庭」が成立していたこととも符合する。また、小墾田遷宮以降、朝庭機能が転換する際に、律令制度の整備とともに、朝政も日本固有のありかたから隋唐式のありかたへと変容していったと考えられる。

参考文献

- 岸俊男『日本の古代宮都』岩波書店、1993年。
橋本義則『平安京成立史の研究』塙書房、1995年。
井上亘『日本古代朝政の研究』吉川弘文館、1998年。
西本昌弘『日本古代の王宮と儀礼』塙書房、2008年。
古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、2013年。
志村佳名子『日本古代の王宮構造と政務・儀礼』塙書房、2015年。
直木孝次郎編『古代を考える難波』吉川弘文館、1992年。
積山洋『古代の都城と東アジア—大極殿と難波京—』清水堂出版、2013年。
林部均『古代宮都形成過程の研究』青木書店、2001年。
岸俊男『日本古代政治史研究』塙書房、1966年。
今泉隆雄『古代宮都の研究』吉川弘文館、1993年。
相原嘉之『古代飛鳥の都市構造』吉川弘文館、2017年。
佐竹昭「朝廷の語義について」『古代文化』巻46号9、1994年。
渡辺信一郎『天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼—』柏書房、1996年。
石母田正『日本の古代国家』岩波書店、1989年。
吉田孝『日本の誕生』岩波書店、1997年。

- 吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店、2005年。
坂上康俊『律令国家の転換と「日本」』講談社、2001年。
大津透『日本古代史を学ぶ』岩波書店、2009年。
須原祥二『古代地方制度形成過程の研究』吉川弘文館、2011年。
山口英男『律令国家の展開』東京大学出版会、2004年。
成沢光『政治のことば—意味の歴史をめぐって—』講談社学術文庫、2012年。
武田祐吉「御門考」『文学』第10巻3号、1942年。
柳雄太郎『律令制と正倉院の研究』吉川弘文館、2015年。
佐竹昭「古代宮室における『朝庭』の系譜」『日本歴史』547号、1993年。
岸俊男『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年。
金子裕之編『古代庭園の思想—神仙世界への憧憬』角川書店、2002年。
寺沢薫『日本の歴史02 王権誕生』講談社、2001年。
新村出編『広辞苑』第六版、岩波書店、2008年。
尾崎雄二郎等編『角川大辞源』角川書店、1992年。
鎌田正等編『大漢語林』大修館書店、1992年。
松村明等編『大辞林』三省堂、1995年。
角田文衛監修『平安時代史事典 本編下』角川書店、1994年。
白川静『字通』平凡社、1996年。
永原慶二監修『岩波日本史辞典』岩波書店、1999年。
白川静『字統』平凡社、1985年。
藤堂明保等編『漢字源』学習研究社、1994年。
漢語大詞典編輯委員会等編『漢語大詞典』第六卷、漢語大詞典出版社、2001年。
小学館国語辞典編集部編『精選版 日本国語大辞典』第三卷、小学館、2006年。
時枝誠記等編『角川国語大辞典』角川書店、1983年。
白川静『字訓』平凡社、1992年。
国学院大学研究開発推進機構日本文化研究所編『万葉集神事語辞典』国学院大学、2008年。
佐藤謙三等編『角川最新古語辞典』角川書店、2004年。